

平成 27 年度第 1 回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 平成 27 年 6 月 24 日（水） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 30 分

2 会議の場所 岡崎市役所東庁舎 2 階 大会議室

3 会議の議題

- (1) 諮問第 1 号 「景観重要建造物の指定について」（アイチ味噌溜店舗）
- (2) 報告第 1 号 「市制施行 100 周年記念事業 岡崎百景選定事業について」

4 会議に出席した委員（10 名）

学識経験者	河江 喜久代	
学識経験者	瀬口 哲夫	
学識経験者	丹羽 誠次郎	
学識経験者	中根 克弘	
学識経験者	堀越 哲美	
公益社団法人愛知建築士会岡崎支部	佐藤 繁子	
愛知県広告美術業協同組合	柴田 芳孝	
景観整備機構	天野 裕	
景観整備機構	岩月 美穂	
公募市民	大野 敏夫	

5 説明者

都市整備部長		岩瀬 敏三
都市整備部次長		足立 邦雄
都市整備部都市計画課	景観推進班長	木下 政樹
都市整備部都市計画課	景観推進班技師	鈴木 孝道
都市整備部都市計画課	景観推進班主事	武田 穂波

6 議事録署名委員の指名

瀬口会長が議長として堀越委員及び柴田委員を議事録署名委員に指名した。

7 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から、岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

8 諮問第1号「景観重要建造物の指定について」(説明)

議長が諮問第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(武田景観推進班主事)から説明した。

- (1) 「アイチ味噌溜店舗」の建造物の概要等、位置、沿革について
- (2) 指定の理由となる外観の特徴について
- (3) 指定基準への適合について

9 諮問第1号「景観重要建造物の指定について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

大野委員：

建造物前に置いてある自販機が、建造物の外観にそぐわない。撤去できればと感じた。

瀬口会長：

自販機は、場所によっては多くの売り上げがあると聞く。色彩について、自販機を取り換えるときなどに配慮していただくといいのではないか。

中根委員：

申請の理由に、将来の維持管理費の援助を受けたいというものがあつたかと思うが、補助金には上限があり、補助金制度と所有者の方の意識の間に齟齬があつた場合、指定の取り下げにつながらないかと懸念している。

事務局：(木下景観推進班長)

ご相談については一年前からいただいており、かねてより二回ほどご説明に伺っている。

文化財当局と共に指定を進めており、所有者の神谷氏には補助金制度の上限等を前もってお伝えしている。まずは何か一步踏み出せないかという事で、制度の内容は重々承知されたうえで、今回指定のご提案を頂き、現在手続きを進めている状況である。

岩月委員：

二階を見ることができない、裏が波板になっている、など、少し景観的に十分とは言えない部分もあるが、岡崎市で8件目となる景観重要建造物の指定であり、歴史のある岡崎市において、指定されている物が少ない現状もある中で、こうした指定の提案申請を出していただき維持をして行こうとされている方がいらっしゃるのであれば、是非指定されると良いと思う。指定をすることで補修等をし、外観が良くなって行けばと感じた。また、駅の近くで歩いて見に行くことができる場所であるので、岡崎市にとっても、こうした場所に景観重要建造物がある、という事は良いことにつながるのではないか。是非この建物を指定して、応

援していきたい。

瀬口会長：

指摘いただいたように、通りからは見えない南面は波板になっている。次の改修の時にできれば、元に戻せると良いかもしれない。教育委員会と十分ご相談していただきたいと思う。耐久性の問題があって、とりあえず現状のようにしているのだと思われる。

堀越委員：

今日見せていただいたなかで、東面の外壁がかなり劣化している。土壁の下部が酷い状態であるので、まず最初に補修していただくと良いかと思う。

また、陳列ケースの出窓になっている部分の上のところが、うやむやな感じで押さえてあるので、その辺もなるべく早くやっていく方向で、景観として、ファサード（建物の正前面）と街道筋がどう見えるのかという事をしっかりやっていただければ良いかと思う。

瀬口会長：

東面にはかつて、神谷氏の親類のお宅があったとの事。それが壊されたので、現在むき出しの状態となっている。早急に何か手を打つと良いと思う。そこは新しい仕上げとなるので、どういう風にするか、板張りとなるかと思うが。東から街道を歩いてきた人には良く見える位置となるため、景観上早急に手を打つと良いかと思う。

天野委員：

今回景観重要建造物のご提案を頂いたきっかけは、ヘリテージマネージャー養成講座で制度の紹介を受けたため。こうしたつながりが非常に上手く働いた例であると思う。ヘリテージマネージャー養成講座がどういった動きをしているのか、把握していれば教えてほしい。

今回のように各種制度へとつなぐことで、守っていく動きにもつながっていくという流れが、他のところにも伝播していくと、景観まちづくりの上で大事な資産が壊されずに済む、推進力の一つとなるかと思う。

また、今後必要な維持費を建造物の活用から捻出する方法として、本建造物がまちづくりの拠点となっていく可能性もお話しいただいているため、例えば事務所機能を二階に移し、一階をテナントとして開放し、テナント料を維持管理の費用とするなどの手法も想定できると考えた。建造物の活用方法について、本宿のまちづくり協議会とも協議をしつつ、地域のまちづくりに資するような活用のされ方が検討されていくと良いかと思う。

事務局：（景観推進班長）

ヘリテージマネージャー制度については、文化庁が全国的に行っている制度であり、愛知県においても愛知建築士会を中心として平成23年度から実施されている。

岡崎市内には、ヘリテージの資格を持っている方が10名ほどおられると聞いている。

瀬口会長：

ヘリテージマネージャー制度の受講者は現在100名程度であったかと思う。名古屋市では、別に「歴まちびと」という制度があり、こちらも100名程度の人数がおられたかと思う。こうした建築関係の方々にも、改修などの実施の際にはご協力いただけるのではないかと思う。

事務局：（景観推進班長）

例えば、登録有形文化財では、ヘリテージマネージャー制度などを通して民間の建築士の方の活躍の場とマッチングさせている。

岡崎では、昨年11月の文化財保護強調週間の際に、登録有形文化財である「八丁味噌蔵」や「岡崎信用金庫資料館」などが一般公開された。その時に市民向けに建物の説明をしたのが、愛知ヘリテージマネージャー制度の資格をお持ちの建築士会さんである、という事を聞いている。

また、登録有形文化財と併せて指定されている景観重要建造物の所有者の方から改修のご相談を頂くときなどには、我々もヘリテージマネージャーの養成講座を受けてらっしゃる方にご相談してみてもどうですか、というようなご案内をさせていただいている。岡崎において資格を取得した建築士の方が増えると、官民挙げての取組みができるのではないかと考える。

建造物の活用の部分については、事前のご相談の段階から、神谷さんは本業の方も含めて収益を上げる中で維持をしていくという認識をかなりお持ちになっている。

ただ東面の修繕など、当面すぐやらなければいけないところの費用がだいぶかかるため、まずは建造物の指定という一歩を踏み出すとともに活用方法を見出していくという事で、お話をさせていただいている。

議長が諮問第1号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第1号について全会一致で原案のとおり同意し、その旨を答申することに決定した。

10 報告第1号「市制施行100周年記念事業 岡崎百景選定事業について」（説明）

議長が報告第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（鈴木景観推進班技師）から説明した。

- (1) 岡崎百景について
- (2) 百景推薦人について
- (3) 全体スケジュールについて
- (4) 岡崎市景観計画との関係について
- (5) 今年度の流れについて

11 報告第1号「市制施行100周年記念事業 岡崎百景選定事業について」（質疑）

次の趣旨の質疑がなされた。

大野委員：

百景の集め方について、コンセプトなどを考えているか。全体が集まった後で分類するのかもしれないが。コンセプトごとで分類した方が分かりやすくなると思う。

事務局：(景観推進班技師)

分類については全体が集まってから、出てきたものを通して岡崎市の景観の特徴を見出し、ジャンルを設定して分類したいと考えている。

岡崎百景の場合、歴史の有無等を判断基準とするのではなく、個々人の思い入れを大切に、それに対して多くの方から共感が得られたものを百景に選定していく流れを考えている。

堀越委員：

百人の方が推薦人になっておられ、一人2つの景色を選定すれば200件が候補となると説明があったが、大体どのくらいの数を本来的には選んで、それを100に絞っていくのか。候補の件数については何件程度を目指しているのか知りたい。

また、今回紹介していただいた推薦人の方が撮影された暫定版の写真については、名称から撮影場所が連想できるような文言があると良いかと感じた。

事務局：(景観推進班技師)

候補の数については、150～200程度を想定している。

堀越委員：

候補の数として、少なくはないだろうか。推薦人同士この景色は譲れない、という物もあるかと思うが、そうした点はどのように調整するのか。

事務局：(景観推進班技師)

推薦人の方には、複数可能とは言っているものの、その中でも特に応募したい、思い入れのある景色に限って欲しいという点をお伝えしているため、一人あたり4、5件候補が出てくると言ったことはあまり考えていない。一人あたり2件程度を想定している。

堀越委員：

あまり絞ると、候補が被ってしまう可能性があると感じている。

岩月委員：

本事業は、プロセスを重視し、市民のまちを育む意識を大切にしようという試みであると

思うが、最終的に本の制作や、ギャラリーでの展示、サインの設置など、何らかの形でのアウトプットを考えているか。

事務局：(景観推進班技師)

候補として挙がってきたものについて、パネルの作成を予定している。100に決まった時のアウトプットについては、パンフレットの作成や、推薦人会議の中で出た「百景カレンダー」のような、その時その場所に行くとき推薦人の方が解説してくれる、といった、今後につながるようなものが作っていいかと良いと考えている。

岩月委員：

アウトプットを通して、百景がより広く周知されると良いと思う。

天野委員：

協働事業として岡崎百景選定事業を受託している景観整備機構（特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りた）の立場から発言させていただく。今回の岡崎百景の特徴は、推薦人による極めて個人的・主観的な視点から発信されたものを、広く共感を集めるものとするために、見せ方や伝え方、その場所をしっかりと表現して、個人発信で広げていく点。その点で、選定された景観が偏るのではないかという懸念や、その偏りをどうするのかという議論は推薦人自身の間でも持たれている。

岡崎には、「岡崎観光きらり百選」という、極めて客観的かつ網羅的に選ばれた百選が存在することから、こちらとの差別化を図る中で、こうした選定プロセスを採用している。また、今後選ばれた景観を景観資産としたり、推薦人自身が景観まちづくりサポーターという形で、今後の景観まちづくりを担う担い手になることを目指して行くためにも、通常とは異なる選定プロセスを踏んでいる、という点が特徴となっている。

岡崎百景のアウトプットイメージについては推薦人同士でも意見が出ている所であるが、百景を決めて終わりでは無く、その後に百景を紹介する担い手、サポーターに推薦人がなっていくという将来が一番いいのではと感じている。推薦人の中でも、カレンダーを作ろう、推薦者がガイド役になっての百景のツアーをやろう、勉強会をやろう、等々の、自分たちで何かやりたいというモチベーションが徐々に高まってきているため、そういったところを一緒に盛り上げることで、百景をその後も活用できるような形を作っていきたいと考えている。

その一方で、主体性という所に軸足を置いているため、非常に意欲が高い人から、意欲は有るが中々会議に出て来られない人など、様々な方がいらっしゃる。皆さんのモチベーションを、まんべんなく上げるといった部分では苦勞しており、機運づくりをしっかりとしつつ進めていきたい。

中根委員：

市のホームページでは、百景のコーナーなどを作っているのか。

事務局：(景観推進班技師)

ホームページの都市計画課のページに、百景の紹介コーナーを設けている。

中根委員：

クリックすると写真と推薦文を見ることができるような、コーナーがあると良いと思う。

事務局：(景観推進班技師)

百景が選定された際には、そういった公開の仕方も検討したい。

中根委員：

著作権の問題があるため、推薦文については了解を得なければ難しいとは思いますが、できれば検討いただけると良いかと思う。

瀬口委員：

使う場合選定の段階から推薦人の方々に断りを入れておけば、使う事ができるようになるかもしれない。後からの調整は大変。

丹羽委員：

平成 28 年度予定の「市民投票」について、実施は決定しているのか。

事務局：(景観推進班技師)

市民投票も組み込みたいとは考えているが、手法等については現在検討中である。百景は写真の良し悪しで選ばれるのではなくて、写真プラス推薦文が重要であると考えてる中で、200 枚の候補が一斉に展示されると、市民の方がどの程度読み込んで投票ができるかは課題でもあるので、そこについては検討が必要であると考えている。

丹羽委員：

推薦人たちの気持ちによってつくられているプロジェクトであると思うので、102 名の推薦人の中で決めてしまうというのも一つ考えられる方法だと思う。

また、推薦文については暫定版のため、誤字脱字が見られることもあるかと思うが、そういった点の調整は最終的に誰かが行うのか、あるいは文章を書いた人の分析にゆだねるのか、その点をお教えいただきたい。

事務局：(景観推進班技師)

細かい誤字脱字については、事務局の方で調整する。

丹羽委員：

それ以上の、内容の調整といったことは考えていないという事で良いか。

事務局：(景観推進班技師)

はい。

瀬口会長：

推薦者の名前が文章の下に入るのか。それによっても違ってくると思う。

事務局：(景観推進班技師)

現在ニックネームでも可としているが、どういった人が推薦した景色であるかは、最終的に分かる形としたいと考えている。

瀬口会長：

浄瑠璃姫の坂は実在するのか。

事務局：(足立都市整備部次長)

推薦人の方は今回「浄瑠璃姫の坂」として取り上げておられるが、この坂が「浄瑠璃姫の坂」という訳ではない。坂を上がった横に浄瑠璃姫の碑が設置されており、そこにたどり着く道のため、「浄瑠璃姫の坂」と表現されているのであると思う。

この坂は堀切と呼ばれるお城の通路であり、防御のための道である。もっぱら軍事的目的を持っており、歴史的価値の高い坂であると聞いている。

瀬口会長：

今回の審議で出た意見を推薦人の方々に伝えていただいたり、参考にしていただければと思う。

12 その他

柴田委員：

会議冒頭の部長挨拶において、2月の札幌での看板落下事故を受けて、安全に対する対策を検討中とおっしゃられたが、現在組合において国土交通省を中心として適正化委員会を組織しているのだが、そことの整合性を取りつつ、何か生み出していくという事でよろしいか。

事務局：(景観推進班技師)

現在国の方で安全点検の呼びかけがなされているが、今回の事故を受けて、に関わらず、今後も引き続き、安全点検の呼びかけを続けて参りたいという事で、冒頭ご案内をさせていただいた。

屋外広告物適正化旬間が9月にあるが、そうした機会には広く業界の方々にも声をかけさせていただき、国の委員会等とも整合性をとりつつ進めて参りたいと思う。

柴田委員：

10月に豊橋で屋外広告物タウンミーティングというシンポジウムを実施するため、ぜひ参加してほしい。

事務局：(岩瀬都市整備部長)

札幌の事故を受け、他人ごとではないと強く感じている。景観に溶け込む屋外広告物もあれば、中々溶け込んでいないものもある中で、屋外広告物を今後どのように管理していくのか。また、安全対策をどうしていくかという事は、非常に課題であると考えている。来年度に向けて、組織的にも強化をしていきたいと個人的には考えており、その旨を人事に働き掛けていきたいと思う。また報告する機会があれば、こうした点についてもご報告したい。

佐藤委員：

屋外広告物にはスポンサーがついており、半分はメーカー、半分はお施主さんが費用を出すといったケースが多く見受けられる。徐々に屋外広告物が劣化していく中で、途中でメーカーが無くなってしまったり、お施主さんも店自体を閉めたいという状況になった時に、屋外広告物を取り外すのにはお金がかかる上に、広告主がお金を払えないというケースもある。だが、どう見ても古く危険な広告物という物もあり、そうしたものへの市からの撤去補助はできないだろうか。

事務局：(景観推進班長)

基本的には自己管理となる。

柴田委員：

今まで屋外広告は景観的な面に焦点が置かれていたが、2月の札幌での看板落下事故を受けて、安全面により注目が集まっている。過去10年以上さかのぼって申請されている屋外広告物について安全点検を、という国の方針を受け、業界では安全点検を実施している。

現在問題となっているのは、屋外広告物について誰が責任を取るのか、という点である。また、安全点検についても、高所の物は足場を組んだりレッカーを出さねばならず、その費用を誰が出すのかが議論となっている。また、佐藤委員がおっしゃられたような、持ち主が分からなくなってしまった看板の問題や、ビルの袖看板については、当初看板を出したフロアのテナントが出てしまい、その後テナントを借りた店舗が古い看板の上から新しい看板を付けたら、それが落ちてしまった、などの事例が見られる。屋外広告物には様々な問題があり、今後どのようにしていくのかを検討している。

皆様のお知恵をお借りできることがあれば是非ともよろしくお願ひしたい。

瀬口会長：

やはり所有者責任で、まず危険なところに看板を付けさせないことが第一かと思う。安全確認や危険な看板の撤去を全て行政がやるのではなく、屋外広告物の管理は所有者の自己責任であると考えます。

パリなどでは、高いところに屋外広告物を設置する場合、市にお金を払う。屋外広告物の掲出は権利になるので、お金を払わなければならない。日本ではそこまで行っていないと思う。

中根委員：

責任には、事故が起きた場合の賠償責任と、事故が起きないように管理する責任の2つがある。先程のテナントの古い看板の落下の場合、危険な屋外広告物が掲出された状態というのは建物自体の瑕疵でもあり、オーナーも責任を免れ得ない。

柴田委員：

今の流れで行くと、看板業界は看板が無くなってしまおうと感じている。

中根委員：

税金の投入については、空き家の解体にもあるように、所有者の費用で撤去する形になる。その屋外広告物を放置した場合の事態が極限的に大変な事になる、というケースでない限り、不作為の賠償責任は行政に発生しないので、民間の費用負担で補修や撤去を行う事になるかと思う。

柴田委員：

屋外広告物の業界団体では、何か起きてからではなく、看板を付ける前に、景観に対して良いか悪いか、安全上問題が無いか否かを、クライアントや設計士、建築屋に納得してもらわなければならない、そうしなければ良い景観は実現しないと考えている。

大野委員：

条例が変わったという点については、情報提供のみか。

事務局：(景観推進班長)

情報提供となる。

事務局から、岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例の改正についての情報提供があった。また、第2回の景観審議会は平成27年8月の開催を予定している旨の連絡があった。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、平成 27 年度第 1 回岡崎市景観審議会を閉会した。

平成 年 月 日

岡崎市景観審議会会長

議事録署名者

議事録署名者
